

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

マラッカ・シンガポール海峡共同水路測量業務

(2) 業務内容

沿岸 3 か国（インドネシア、マレーシア、シンガポール）及び日本との共同の下、マラッカ・シンガポール海峡の航行分離帯内水深 30m 以浅の海域を対象としてマルチビーム測深機による水路測量業務を行う。

(3) 履行期限 平成 29 年 1 月 1 日～平成 32 年 12 月 31 日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 企画提案書の提出期限の日において、国または政府関係機関等から補助金交付の停止または契約にかかる指名停止等の行政処分を受けている期間中でないこと。
- (2) 海外においてマルチビーム測深機による水路測量業務を実施した経験があること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 手続き等

(1) 問い合わせ先

公益財団法人 マラッカ海峡協議会 事務局長 ^つ角 昌佳

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-12-1 虎ノ門第一法規ビル

Tel: 03-3504-0548

Email: tsuno-m@msc-tokyo.or.jp

(2) 業務指示書の交付期間、場所及び方法

平成 28 年 7 月 22 日から平成 28 年 8 月 5 日まで、(1) に同じ。

業務指示書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成 28 年 8 月 31 日 17 時 00 分、(1) に同じ。持参または郵送(必着)に限る。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口、3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。
- (6) 提案が特定された者は、企画競争の結果、最適な者として特定されたものであるが、契約手続き完了までは、当協議会との契約関係を生じるものではない。
- (7) 最適な者として特定された場合は、「沿岸 3 か国水路測量技術者会議」(HSTWG、平成 28 年 10 月頃開催予定) に出席し、企画書を英語で説明のうえ、沿岸 3 か国から業務実施者としての承認を受けること。なお、HSTWG への出席経費は自己負担とする。
- (8) その他の詳細は業務指示書による。